

## 鳥栖市共同住宅の建設等におけるごみ集積所設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、共同住宅及び宅地開発地（以下「共同住宅等」という。）から排出されるごみの処理について、良好な生活環境の保全及び収集車両による安全かつ効率的な収集業務を行うため、ごみ集積所の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 一つの建物の中に複数の住居がある形式の住宅（マンション、アパート等）をいう。
- (2) 宅地開発地 新興住宅、分譲住宅等を建築するために一団の土地を分割したものをいう。
- (3) 共同住宅の建設等 共同住宅の建設、宅地の開発等をいう。
- (4) ごみ集積所 家庭から排出される燃やせるごみの集積所をいう。
- (5) 収集車両 4トン塵芥車（パッカー車）をいう。

### (設置基準)

第3条 共同住宅の建設等を計画しようとする者（以下「計画者」という。）は、地元自治会の同意を得た上で、専用のごみ集積所を設けるものとする。ただし、戸数が少ないなど特別の事情がある場合において、地元自治会の同意を得た上で、当該地区にある既存のごみ集積所を使用する場合は、この限りでない。

### (事前協議)

第4条 計画者は、前条の規定によりごみ集積所を設置し、又は既存のごみ集積所を使用しようとするときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の申請その他これに類する手続を行う日前に、鳥栖市共同住宅等ごみ集積所設置事前協議書（様式第1号）を提出の上、ごみ集積所の設置場所、構造物等について、市長と協議するものとする。

- 2 前項に規定する事前協議が調わないまま計画者がごみ集積所を設置したとき、又はごみ集積所の設置場所、構造物等が事前協議の内容と異なるときは、当該ごみ集積所のごみ収集をしないことがある。

### (設置場所)

第5条 計画者は、ごみ集積所の設置に当たっては、美観、臭気等について周辺住宅に十分配慮した場所に設置するよう努めるものとし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 既設の公道又は新設する道路に面する場所に設置する場合
  - ア 原則として道幅4メートル以上の道路に面してごみの取り出し口を設け、収集車

両が前進のまま横付けし、収集作業ができること。

イ 他の車両及び歩行者の通行の妨げにならずに、安全かつ効率的に収集ができること。

ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条の規定により車両の停車及び駐車が禁止されている場所以外に設置すること。

(2) 既設の公道又は新設する道路に面しない場所に設置する場合

ア 収集車両が前進のまま進入し、横付けして収集作業ができること。

イ 収集車両が収集後、通り抜けができる道路又は転回路が確保されていること。

(構造物及び付帯設備)

第6条 ごみ集積所の構造物及び付帯設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 標準世帯の有効面積は1世帯当たり0.2平方メートル以上とし、ワンルーム形式集合建築物の有効面積は1世帯当たり0.1平方メートル以上とすること。

(2) 道路面を除く三方を鉄筋コンクリート又は鉄筋入りの建築ブロック造りにより囲み、床面はコンクリート等で舗装し、鳥獣によるごみの散乱を防ぐ金網フェンス等の構造物を有すること。ただし、戸数が少ないときは、構造物の代わりに耐久性のあるスチール等の素材で蓋つきのごみボックスを設置すること。

(3) 開閉扉を設置するときは、外側に180度開く観音開き又は引き戸等とし、取り出し口は高さ1.8メートル以上、間口は幅1.5メートル以上確保するよう努め、ごみの収集作業に支障がないようにすること。

(ごみ集積所、構造物、付帯設備等の管理)

第7条 共同住宅等の所有者又は管理者及び居住者は、ごみ集積所を常に良好な状態に管理しなければならない。

2 ごみ集積所の管理上特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) ごみ集積所及びその周辺を清潔に保つこと。

(2) 収集作業の支障となる場所に車両等障害となるものを放置しないこと。

(3) 所有者又は管理者は、燃やせるごみ以外の排出、収集日以外の排出等がないよう、ごみの適正排出について居住者を指導すること。

3 市長は、ごみ集積所が労働安全衛生上又は維持管理上支障があると認められる場合は、所有者又は管理者に対し、当該ごみ集積所の改善を求めることができる。

4 ごみ集積所の管理責任を怠る等、本市の収集体制に支障を来たした場合は、当該ごみ集積所の収集をしないことがある。

(ごみ収集開始届)

第8条 共同住宅等の所有者又は管理者は、居住者が入居する2週間前までに、鳥栖市共同住宅等ごみ収集開始届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。